|  |  |
| --- | --- |
| 日常生活支援住居施設に関する厚生労働省令で定める要件等を定める省令（令和２年３月２７日　厚生労働省令第四十四号） | 日常生活支援住居施設に関する厚生労働省令で定める要件等について（令和２年３月２７日　社援発０３２４第３号　社会・援護局長通知） |
| 第一章　総則 （認定の要件）第一条　生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号。以下「法」という。）第三十条第一項ただし書の厚生労働省令で定める要件は、次の各号のいずれにも該当するものとする。一　都道府県、市町村又は法人が経営しているものであること。二　社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）第六十八条の二第一項に規定する社会福祉住居施設（同法第二条第三項第八号に規定する事業を行う施設に限る。）であって、当該施設を経営する者が同法第七十二条の規定による経営の制限又は停止を命ずる処分を受けていないこと。三　第三章及び第四章に定める人員並びに設備及び運営に関する基準に従って将来にわたり適正な事業の運営をすることができる施設と認められること。四　当該施設を経営する者が、第六条第一項の規定による日常生活支援住居施設の認定の取消し又は社会福祉法第七十二条の規定による経営の停止を命ずる処分を受けてから五年を経過していない者でないこと。 ２　都道府県知事（地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市（以下この項及び第二条第四項において「指定都市」という。）及び同法第二百五十二条の二十二第一項の中核市（以下この項及び第二条第四項において「中核市」という。）においては、当該指定都市又は中核市の長をいう。以下同じ。）は、法第三十条第一項ただし書の規定による認定を受けようとする施設が主として利用される地域において、日常生活上の支援が必要な要保護者の分布状況その他の状況からみて認定の必要がないと認めるときは、当該施設の認定をしないことができる。（認定の申請等）第二条　法第三十条第一項ただし書の規定による認定を受けようとする者は、次の各号に掲げる事項を記載した申請書又は書類を都道府県知事に提出しなければならない。ただし、第四号に掲げる事項を記載した申請書又は書類については、都道府県知事が、インターネットを利用して当該事項を閲覧することができる場合にはこの限りではない。一　施設の名称及び所在地二　申請者の名称及び主たる事務所の所在地並びにその代表者の氏名、生年月日、住所及び職名三　当該申請に係る事業の開始予定年月日四　申請者の登記事項証明書又は条例等五　建物その他の設備の規模及び構造六　当該申請に係る事業の入所定員数七　日常生活及び社会生活上の支援を必要とする者に対する処遇の方法八　施設の管理者（第十一条第一項に規定する管理者をいう。）及び生活支援提供責任者（第十条第三項に規定する生活支援提供責任者をいう。）の氏名及び経歴九　当該申請に係る事業の従業者の勤務体制及び勤務形態十　その他認定に関し都道府県知事が必要と認める事項２　前項の規定にかかわらず、都道府県知事は、当該認定を受けようとする者が社会福祉法第六十八条の二の規定に基づき、同条に規定する社会福祉住居施設の届出を行っている場合において、前項第四号及び第五号に掲げる事項に変更がないときは、これらの事項に係る申請書の記載又は書類の提出を省略させることができる。 ３　日常生活支援住居施設の認定を受けた施設を経営する者は、第一項の規定により届け出た事項に変更があったときは、十日以内に、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。４　都道府県（指定都市及び中核市にあっては、指定都市又は中核市。第三条第二項及び第四条において同じ。）の設置する施設については、本条の規定は適用しない。（市町村の長の意見の聴取）第三条　都道府県知事は、前条第一項の規定による申請書の提出があったときは、第一条第二項の規定による認定の必要性について、当該申請のあった施設の所在する市町村の長その他要保護者数及び要保護者の置かれた状況からみて、当該施設へ被保護者の入所を委託することが想定される市町村（社会福祉法第十四条第三項に規定する福祉事務所を設置していない町村にあっては、当該町村を管轄する都道府県を含む。）の長の意見を聴くことができる。２　都道府県の設置する施設に係る前項の適用については、同項中「前条第一項の規定による申請書の提出があった」とあるのは、「次条の規定により公示する」とする。（都道府県の設置する施設の取扱）第四条　都道府県知事は、当該都道府県が設置する施設のうち、第一条第一項各号に掲げる要件に適していると認めるものについては、これを公示するものとする。（認定の辞退）第五条　日常生活支援住居施設の法第三十条第一項ただし書の規定による認定を受けた施設は、三月以上の予告期間を設けて、当該認定を辞退することができる。２　都道府県知事は、前項の規定による認定の辞退の申出があったときは、遅滞なく、当該申出のあった施設に法第三十条第一項ただし書の規定により被保護者を入所させ、又は当該施設に入所を委託している保護の実施機関（法第十九条第四項に規定する保護の実施機関をいう。以下同じ。）に対し、その旨を通知しなければならない。 （認定の取消し等）第六条　都道府県知事は、日常生活支援住居施設の認定を受けた施設が第一条第一項各号に掲げる要件のいずれかに該当しなくなったと認めるときは、その認定を取り消し、又は期間を定めてその認定の全部若しくは一部の効力を停止することができる。２　都道府県知事は、第四条の規定による公示がされた施設が第一条第一項各号に掲げる要件のいずれかに該当しなくなったと認めるときは、第四条の規定によりされた公示を取り消し、その旨を公示しなければならない。３　都道府県知事は、第一項の規定により認定を取り消し、又は認定の全部若しくは一部の効力を停止したときは、遅滞なく、当該施設に法第三十条第一項ただし書の規定により被保護者を入所させ、又は入所を委託している保護の実施機関に対し、その旨を通知しなければならない。（対象者）第七条　法第三十条第一項ただし書の規定に基づき、日常生活支援住居施設に入所させ、又は入所を委託する被保護者は、保護の実施機関が、その者の心身の状況及び生活歴、その者が自立した日常生活及び社会生活を営むために解決すべき課題、活用可能な他の社会資源、その者とその家族との関係等を踏まえ、日常生活支援住居施設において支援を行うことが必要と総合的に判断する者であって、入所を希望しているものとする。（支援の内容）第八条　日常生活支援住居施設は、その入所者に対し、生活課題に関する相談に応じ、必要に応じて食事の提供等の日常生活を営むために必要な便宜を供与するとともに、入所者がその能力に応じて自立した日常生活及び社会生活を営むことができるよう、第十五条第一項に規定する個別支援計画に基づき、家事等に関する支援、服薬管理等の健康管理の支援、日常生活に係る金銭の管理の支援、社会との交流の促進その他の支援及び関係機関との連絡調整を行うものとする。第二章　基本方針第九条　日常生活支援住居施設における支援は、第十五条第一項に規定する個別支援計画に基づき、可能な限り、居宅における生活への復帰を念頭に置いて、入所者がその能力に応じ自立した日常生活及び社会生活を営むことができるようにすることを目指すものでなければならない。２　日常生活支援住居施設における支援は、入所者の意思及び人格を尊重し、常に当該入所者の立場に立って行われるものでなければならない。３　日常生活支援住居施設における支援は、入所者の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、入所者の選択に基づき、適切な保健、医療、福祉、就労支援等のサービスが、総合的かつ効率的に提供されるよう配慮して行われるものでなければならない。４　日常生活支援住居施設における支援は、入所者に提供される福祉サービス等が特定の種類又は特定の福祉サービスを行う者によるサービスに不当に偏ることのないよう、公正中立に行われるものでなければならない。５　日常生活支援住居施設は、自らその提供する支援の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。第三章　人員に関する基準（従業者の員数）第十条　日常生活支援住居施設には、入所者に対する日常生活上の支援を行う生活支援員を置く。２　日常生活支援住居施設に置くべき生活支援員の員数は、常勤換算方法（施設の従業者の勤務延べ時間数を当該施設において常勤の従業者が勤務すべき時間数で除することにより、当該施設の従業者の員数を常勤の従業者の員数に換算する方法をいう。）で、入所定員を十五で除して得た数以上とする。３　日常生活支援住居施設は、生活支援員のうち次項に掲げる員数の者を生活支援提供責任者としなければならない。４　生活支援提供責任者は、次の各号に掲げる入所定員の区分に応じ、それぞれ各号に掲げる員数を配置するものとする。一　入所定員が三十以下　一以上二　入所定員が三十一以上　一に、入所定員が三十を超えて三十又はその端数を増すごとに一を加えて得た数以上５　生活支援提供責任者は、常勤職員であって専ら日常生活支援住居施設の業務に従事する者でなければならない。（管理者）第十一条　日常生活支援住居施設には、その施設ごとに専任の管理者を置かなければならない。２　日常生活支援住居施設の管理者は、無料低額宿泊所の設備及び運営に関する基準（令和元年厚生労働省令第三十四号）第六条第一項に規定する施設長を兼ねるものとする。３　日常生活支援住居施設の管理者は、当該施設の生活支援員及び生活支援提供責任者を兼ねることができる。（管理者及び従業者の資格要件）第十二条　日常生活支援住居施設の管理者は、社会福祉法第十九条第一項各号のいずれかに該当する者若しくは社会福祉事業等に二年以上従事した者又はこれらと同等以上の能力を有すると認められる者でなければならない。２　生活支援提供責任者は、同法第十九条第一項各号のいずれかに該当する者又はこれらと同等以上の能力を有すると認められるものでなければならない。３　日常生活支援住居施設は、当該日常生活支援住居施設の生活支援員（日常生活支援住居施設の管理者及び生活支援提供責任者を除く。）が、できる限り同法第十九条第一項各号のいずれかに該当する者とするよう努めるものとする。 第四章　設備及び運営に関する基準 （提供拒否の禁止） 第十三条　日常生活支援住居施設は、保護の実施機関から法第三十条第一項ただし書の規定による入所の委託の依頼を受けたときは、正当な理由がなく、これを拒んではならない。（日常生活上の支援の提供方針）第十四条　日常生活支援住居施設は、次条第一項に規定する個別支援計画に基づき、入所者の心身の状況等に応じて、その者の支援を適切に行うとともに、日常生活及び社会生活上の支援の提供が漫然かつ画一的なものとならず、継続的かつ計画的に適切な支援が行われるよう配慮しなければならない。２　日常生活支援住居施設における日常生活及び社会生活上の支援の提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、入所者に対し、支援上必要な事項について、理解しやすいように説明を行わなければならない。３　日常生活支援住居施設は、日常生活支援住居施設における日常生活及び社会生活上の支援の提供に際しては、保護の実施機関その他の都道府県又は市町村の関係機関、相談等の支援を行う保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者等との密接な連携に努めなければならない。４　日常生活支援住居施設は、入所者の心身の状況等により、自ら適切な日常生活及び社会生活上の支援を提供することが困難であると認めた場合又は入所者が他の社会福祉施設への入所を希望する場合には、その入所者の保護の実施機関と協議した上で、当該入所を希望する施設への紹介その他の便宜の供与を行うものとする。（個別支援計画の作成等）第十五条　日常生活支援住居施設を経営する者は、生活支援提供責任者に日常生活支援に係る個別支援計画（以下「個別支援計画」という。）を作成させなければならない。２　生活支援提供責任者は、個別支援計画の作成に当たっては、適切な方法により、入所者について、その心身の状況、その置かれている環境、日常生活全般の状況等の評価を通じて入所者の希望する生活や課題等の把握（以下「アセスメント」という。）を行い、入所者が自立した日常生活及び社会生活を営むことができるように支援する上での適切な支援内容の検討をしなければならない。３　生活支援提供責任者は、入所者に面接してアセスメントを行わなければならない。この場合において、生活支援提供責任者は、面接の趣旨を入所者に対して十分に説明し、理解を得なければならない。４　生活支援提供責任者は、アセスメント及び支援内容の検討結果に基づき、入所者の生活に対する意向、総合的な支援の方針、生活全般の質を向上させるための課題、日常生活及び社会生活上の支援の目標並びにその達成時期並びに日常生活及び社会生活上の支援を提供する上での留意事項等を記載した個別支援計画の原案を作成しなければならない。この場合において、当該日常生活支援住居施設が提供する日常生活及び社会生活上の支援以外の保健医療サービス又はその他の福祉サービス等との連携も含めて個別支援計画の原案に位置付けるよう努めなければならない。５　生活支援提供責任者は、必要に応じて、担当者会議（生活支援提供責任者が個別支援計画の作成のために当該個別支援計画の原案に位置付けた福祉サービス等の担当者を招集して行う会議をいう。第十八条において同じ。）の開催等により、当該個別支援計画の原案の内容について説明を行うとともに、当該担当者から、専門的な見地からの意見を求めることができる。６　生活支援提供責任者は、個別支援計画の作成に当たり、その内容について、あらかじめ、当該個別支援計画に係る被保護者の保護の実施機関に協議し、同意を得なければならない。７　生活支援提供責任者は、個別支援計画の作成に当たり、その内容について入所者に対して説明し、文書により入所者の同意を得なければならない。８　生活支援提供責任者は、個別支援計画を作成した際には、当該個別支援計画を入所者に交付しなければならない。９　生活支援提供責任者は、個別支援計画を作成した際には、その写しを当該個別支援計画に係る被保護者の保護の実施機関に対し遅滞なく提出しなければならない。10　生活支援提供責任者は、個別支援計画の作成後、個別支援計画の実施状況の把握（入所者についての継続的なアセスメントを含む。次項において「モニタリング」という。）を行うとともに、少なくとも六月に一回以上、個別支援計画の見直しを行い、必要に応じて個別支援計画の変更を行うものとする。11　生活支援提供責任者は、モニタリングに当たっては、定期的に入所者に面接するとともに、モニタリングの結果を記録しなければならない。12　第二項から第九項までの規定は、第十項に規定する個別支援計画の変更について準用する。（生活支援提供責任者の責務）第十六条　生活支援提供責任者は、前条に規定する業務のほか、次の各号に掲げる業務を行うものとする。一　入所申込者の入所に際し、その者が現に利用している福祉サービス事業を行う者等に対する照会等により、その者の心身の状況、当該日常生活支援住居施設以外における福祉サービス等の利用状況等を把握すること。二　入所者の心身の状況、その置かれている環境等に照らし、入所者が自立した日常生活及び社会生活を営むことができるよう定期的に検討するとともに、自立した日常生活及び社会生活を営むことができると認められる入所者に対し、必要な援助を行うこと。三　他の従業者に対する技術指導及び助言を行うこと。（保護の変更等の届出）第十七条　生活支援提供責任者は、日常生活支援住居施設に入所する被保護者について、法に基づく保護の変更、停止又は廃止を必要とする事由が生じたと認めるときは、速やかに、当該日常生活支援住居施設に法第三十条第一項ただし書の規定により当該被保護者を入所させ、又は入所を委託している保護の実施機関に、これを届け出なければならない。（秘密保持）第十八条　生活支援提供責任者は、担当者会議等において入所者の個人情報を用いる場合又は第十六条第一号の規定により入所申込者の個人情報を取得する場合は、あらかじめ、文書により当該入所者又は入所申込者の同意を得なければならない。（相談等）第十九条　生活支援員は、常に入所者の心身の状況、その置かれている環境等の的確な把握に努め、入所者に対し、その相談に適切に応じるとともに、必要な助言その他の援助を行わなければならない。（日常生活及び社会生活上の支援）第二十条　日常生活支援住居施設は、個別支援計画に基づき、入所者の状況に応じて、家事等、服薬管理等の健康管理、日常生活に係る金銭管理、社会との交流の促進その他に係る日常生活及び社会生活上の支援を行うものとする。（社会生活上の便宜の供与等）第二十一条　日常生活支援住居施設の従業者は、入所者本人が日常生活及び社会生活を営む上で必要な行政機関に対する手続等を行うことが困難である場合は、当該入所者の同意を得て代わって行わなければならない。２　日常生活支援住居施設は、前項の手続等を行うに当たっては、当該入所者に係る保護の実施機関と連携しなければならない。（地域との連携）第二十二条　日常生活支援住居施設は、その運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等の地域との交流に努めなければならない。（事業者等からの利益収受等の禁止）第二十三条　日常生活支援住居施設を経営する者及びその管理者は、個別支援計画の作成又は変更に関し、当該日常生活支援住居施設の生活支援提供責任者に対して、特定の福祉サービス等の事業を行う者等によるサービスを当該計画に位置付けるべき旨の指示等を行ってはならない。２　日常生活支援住居施設の生活支援提供責任者は、個別支援計画の作成若しくは変更又は支援の提供に関し、入所者等に対して、特定の福祉サービス等の事業を行う者等によるサービスを利用すべき旨の指示等を行ってはならない。３　日常生活支援住居施設を経営する者及びその従業者は、個別支援計画の作成若しくは変更又は支援の提供に関し、入所者に対して特定の福祉サービス等の事業を行う者等によるサービスを利用させることの対償として、当該福祉サービス等の事業を行う者等から金品その他の財産上の利益を収受してはならない。（調査への協力等）第二十四条　日常生活支援住居施設は、その提供した支援に関し、都道府県知事若しくは保護の実施機関からの報告若しくは文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は当該従業者からの質問若しくは日常生活支援住居施設の帳簿書類その他の物件の検査に応じ、及び入所者からの苦情に関して都道府県知事又は保護の実施機関が行う調査に協力するとともに、都道府県知事又は保護の実施機関から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。２　日常生活支援住居施設は、都道府県知事又は保護の実施機関から求めがあった場合には、前項の改善の内容を当該都道府県知事又は保護の実施機関に報告しなければならない。３　日常生活支援住居施設は、社会福祉法第八十三条に規定する運営適正化委員会が同法第八十五条の規定により行う調査又はあっせんにできる限り協力しなければならない。（会計の区分）第二十五条　日常生活支援住居施設を経営する者は、日常生活支援住居施設ごとに経理を区分するとともに、日常生活支援住居施設における支援に係る会計をその他の事業の会計と区分しなければならない。（準用規定）第二十六条　日常生活支援住居施設の設備及び運営に関する基準については、この章に規定するもののほか、無料低額宿泊所の設備及び運営に関する基準の例によるものとする。附　則この省令は、令和二年四月一日から施行する。  | 第１　総則１　認定要件の性格（１）日常生活支援住居施設の認定要件等については、生活保護法第30条第１項ただし書の規定に基づき、福祉事務所による生活保護受給者に対する日常生活上の支援の実施の委託を受ける施設として、都道府県、地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の19第１項の指定都市（以下「指定都市」という。）及び同法第252条の22第１項の中核市（以下「中核市」という。）が認定するための要件を定めたものであり、日常生活支援住居施設として認定を受けた施設については、この認定要件に従って運営されなければならないものであること。（２）日常生活支援住居施設を運営しようとする者が満たすべき要件を満たさない場合には、日常生活支援住居施設としての認定が受けられず、また、日常生活支援住居施設を運営する者が当該要件に違反することが明らかとなった場合には、改善に向けた指導や認定の効力の全部若しくは一部の停止又は認定の取消しを行うものであること。２　認定の要件（第１条第１項関係）（１）日常生活支援住居施設については、保護の実施機関が生活保護受給者の支援を委託する施設であるため、事業の安定性や継続性を担保する観点から、自治体が自ら運営する場合を除き、事業を運営する者について法人格を有することを求めるものであること。（２）日常生活支援住居施設は、無料低額宿泊所であることを前提とする。無料低額宿泊所として適正に運営されていることを担保するため、無料低額宿泊所として経営の制限又は停止命令を受けている場合については、日常生活支援住居施設としての認定の対象とはならないものであること。（３）日常生活支援住居施設については、要件省令の第３章及び第４章に定める基準に従って安定的に運営される必要があり、当該基準に従って将来にわたり適正に事業を運営することができると認められない場合については、認定の対象とはならないものであること。　　　　　　ただし、日常生活支援住居施設の認定申請時において、当該基準に適合しない事項が確認された場合であっても、当該事項の改善について指導した上で、改善が図られていることが確認できれば、認定を行って差し支えないこと。　　　なお、多人数居室（家族用居室を除く）や、間仕切り壁が天井まで達していない居室の施設については、経過措置期間終了後には自動的に基準に適合しなくなることから、本則上の基準を満たせるよう改善が図られる場合を除き、認定の対象とはならないものであること。（４）過去に日常生活支援住居施設の認定の取消し又は社会福祉法第72条に基づき社会福祉事業を経営することの停止命令を受けてから５年を経過しない場合は認定の対象とはならないこと。　　例えば、基準違反で認定の取消しを受けた事業者が、当該違反事項を改善して認可申請を行った場合でも、取消しから５年を経過しない場合は、認定の対象とはならないものであること。　　　なお、社会福祉法第72条に基づく経営の制限については、現に制限を受けている場合には、第１条第１項第２号に基づき認定の対象にはならないが、申請時点で既に経営の制限の措置が解除され、当該経営の制限の原因となった点が改善されている場合には、経営の制限を受けてから５年を経過しない場合であっても、認定をして差し支えないこと。３　地域の状況による認定の判断（第１条第２項関係）（１）日常生活支援住居施設は、様々な生活課題を抱えるために、他の福祉サービスを活用しても単身での生活が困難であって、他の社会福祉施設等に入所できない者について、日常生活を送る上で必要な支援の提供を委託するものであり、保護の実施機関が、当該日常生活の支援が必要な者について適切な委託先を確保できるようにする必要がある。都道府県知事（指定都市及び中核市においては、当該指定都市又は中核市の長をいう。以下同じ。）においては、事業者からの申請があった場合には、第１条第１項各号の要件を満たしているかをまず判断すること。（２）その上で、日常生活支援住居施設は、事業者に定員に応じた職員配置等を求め、その人件費等は福祉事務所が生活保護受給者の支援を委託した場合に支払われる委託事務費により賄うものであり、当該地域において、委託対象者について一定の需要が見込まれない場合には、認定を行っても施設の運営及び入所者の支援に支障を来たすおそれがある。このため、第１条第１項各号の要件を満たしている場合であっても、当該地域における日常生活支援が必要な要保護者の分布状況その他の状況を踏まえ、当該施設の認定の必要性が見込まれない場合は、認定しないことができること。（３）「日常生活上の支援が必要な要保護者の分布状況その他の状況からみて認定の必要がない」と認められるかどうかの判断に当たっては、第３条に基づき、施設の所在地の市町村及び当該施設を利用する可能性のある周辺市町村を所管する保護の実施機関における居宅がない要保護者（病院から退院を予定している者や矯正施設からの退所者等で帰来する居宅がない者や、居宅からの退居を求められ転居先が確保できない者も含む）からの生活保護の相談・申請の状況及び当該要保護者に関する生活保護適用後の居宅の確保及び社会福祉施設等への入所の状況を踏まえて判断を行うものであること。（４）この判断について、例えば、居宅生活への移行ができないまま無料低額宿泊所や簡易宿所等を長期間利用している者や、保護施設等からの適当な退所先の確保が困難な者、当該地域内で利用可能な施設等が無く遠隔地の施設等へ入所せざるを得ない者が一定数いる場合などは、日常生活支援住居施設の必要性が認められると考えられるものであること。また、既に無料低額宿泊所として運営している事業所からの認定申請があった場合には、現に当該施設の入居している者の状態も踏まえて判断を行うものであること。４　認定の申請等（第２条関係）（１）日常生活支援住居施設の認定に当たっては、認定を受けようとする施設から申請を行わせるものであること。認定を受けようとする施設が審査等に要する期間等を勘案し、開始予定年月日から認定を受けることができるよう、期間に余裕をもって申請を行うものとする。都道府県知事は、あらかじめ審査等に要する期間等の目途について、施設に伝達等を行っておくことが望ましい。（２）申請を行う施設の単位については、同一法人で、同一の建物又は同一敷地内で行う事業については原則として一つの施設として取り扱うものである。なお、無料低額宿泊所の一部を日常生活支援住居施設とすることについては、無料低額宿泊所として取り扱う居室と日常生活支援住居施設として取り扱う居室とが明確に区分され、無料低額宿泊所の業務に従事する職員と、日常生活支援住居施設の業務に従事する職員が、それぞれ基準どおり配置されている場合に限り認めて差し支えないこと。５　市町村長の意見の聴取（第３条関係）　　　都道府県知事は、事業者から日常生活支援住居施設の認定の申請があった場合には、第１条第２項の判断を行うため、当該施設の所在する市町村その他要保護者数及び要保護者の置かれた状況からみて、当該施設へ被保護者の入所を委託することが想定される市町村（福祉事務所を設置していない町村にあっては、当該町村を管轄する都道府県を含む。）の長の意見を聴くことができることとしたこと。意見を求められた市町村の長については、当該市町村の要保護者の状況について報告するとともに、委託の見込み等について意見を述べるものであること。なお、この意見聴取については、実施の有無や実施の範囲も含めて認定の申請を受けた都道府県知事の判断によるところであるが、第１条第２項の規定に基づき、認定を行わないと判断する場合については、原則として当該市町村の長の意見を聴取するものであること。６　認定の辞退（第５条関係）（１）日常生活支援住居施設としての運営を希望しなくなった場合、又は基準に従って日常生活支援住居施設を運営できなくなることが見込まれる場合については、３月以上の予告期間を設けて認定を辞退できること。なお、日常生活支援住居施設としての認定辞退後も無料低額宿泊所として運営を継続することは可能であること。（２）都道府県知事は、認定辞退の申出があったときは、遅滞なく、当該施設の入所者の保護の実施機関に対し、その旨を通知すること。また、通知を受けた保護の実施機関は、必要に応じて、当該申出のあった施設と協力し、入所者の転所等の支援を行う必要があること。７　認定の取消し（第６条関係）　　　日常生活支援住居施設が、第１条１項各号に掲げる要件のいずれかに該当しなくなったと認めるときは、認定の取消し又は認定の効力の停止を行うものであること。認定の取消し又は認定の効力の停止の処分に当たっては、まず、日常生活支援住居施設の基準を満たさないと認められる点について、その改善を指導した上で、改善が見込まれない場合に行うこととすること。　　　ただし、委託事務費の請求に不正があった場合、入所者からの利用料を不正に受領した場合、入所者の生命又は身体の安全に危害を及ぼすおそれがある場合等については、直ちに認定の取消し又は認定の効力の停止を行って差し支えないこと。その際、保護の実施機関は当該施設の入所者の他の施設への転所等の対応を行うこと。８　日常生活支援住居施設の入所対象者（第７条関係）（１）日常生活支援住居施設の入所対象者は、保護の実施機関が、その者の心身の状況等を踏まえ日常生活支援住居施設において支援を行うことが必要と総合的に判断する者としており、保護の実施機関からの依頼等を通じて入所する被保護者については、支援委託の対象者として入所するものであること。（２）また、入所を希望する要保護者から日常生活支援住居施設に対して直接入所の申込があった場合には、保護の実施機関において入所対象となるかの判断を行うため、施設は、当該要保護者に対して保護の実施責任を有する保護の実施機関へ相談等を行うよう助言するとともに、保護の実施機関への連絡調整等の支援を行うこととすること。９　日常生活支援住居施設の支援内容（第８条関係）　　日常生活支援住居施設において行う支援について、入所者との契約に基づき食事の提供等の日常生活上の便宜を供与するほか、入所者それぞれの課題等に応じた個別支援計画を作成し、当該個別支援計画に基づいて必要な支援を行うこと。　　　個々の入所者に対して、どのような支援を提供するかについては、それぞれの入所者の状況に応じて定めるものであるため、列挙した支援内容を一律に提供する必要があるものではないこと。第２　基本方針（第９条関係）（１）生活扶助は、居宅において行うことが原則であることから、日常生活支援住居施設における支援についても、可能な限り、居宅における生活への復帰を念頭に置いて、入所者の能力に応じて、入所者がその自主性を保ち、意欲的に生活を送ることを目指して支援を行うものであること。（２）日常生活支援住居施設の入所者について、当該施設以外から提供されるサービス等を活用する場合については、当該サービスが総合的かつ適切に提供されるよう配慮するものであること。（３）その場合、入所者による事業者等の選択が公正中立に行われるよう、日常生活支援住居施設は入所者に対して特定の事業者の利用を求めたり、特定の事業者に対して優先的な取扱いを行ったりしてはならないものであること。第３　人員基準１　生活支援員（第10条第１項及び第２項関係）（１）日常生活支援住居施設には、入所者に対する日常生活上の支援を行う生活支援員を置くものであること。生活支援員とは、入所者に対する相談援助及び個別支援計画に基づく支援業務を行う職員のことであり、専ら食事の調理業務、施設の清掃や修繕等の管理業務を行う職員は含まれないものであること。　（２）日常生活支援住居施設における生活支援員の員数は、常勤換算方法で、当該施設の入所定員を15で除して得た数以上とすること。なお、当該施設について世帯での入所を前提として世帯用の居室を設けている場合は、１世帯を入所定員１人と読み替えて算定すること。（３）生活支援員については、日常生活支援住居施設の入所者の生活サイクルに応じて、１日の活動開始時刻から終了時刻までを基本として、日常生活支援の提供に必要な員数を確保すること。（４）この「常勤換算方法」については、次のとおりであること。　ア　日常生活支援住居施設の生活支援員の勤務延べ時間数を、当該日常生活支援住居施設において常勤の生活支援員が勤務すべき時間数（１週間に勤務すべき時間数が32時間を下回る場合は32時間を基本とする。）で除することにより、日常生活支援住居施設の従業者の員数を常勤の従業者の員数に換算する方法であること。イ　この場合の勤務延べ時間数は、当該日常生活支援住居施設の生活支援員として従事する職員の勤務時間の延べ数であること。例：定員が２０名の施設において、当該施設の常勤職員の勤務時間が１週間４０時間である場合、当該施設における生活支援員の勤務延べ時間数を、１週間の間に、４０時間×（２０÷１５）人＝　５３．３…時間以上確保する必要がある。　（この場合、当該施設において必要な常勤換算職員の必要数は、２０÷１５（又は５３．３…÷４０）の１．３３…人となる。）ウ　「勤務延べ時間数」は、勤務表上、生活支援員の業務に従事する時間として明確に位置付けられている時間とすること。なお、生活支援員１人につき、勤務延べ時間数に算入することができる時間数は、当該日常生活支援住居施設において常勤の従業者が勤務すべき勤務時間数を上限とし、超過勤務時間については算定できないこと。　エ　なお、施設に住み込み等で勤務する職員について、労働基準監督署に届出をして断続的労働に従事する者として許可を得ている場合には、当該職員の勤務時間については、生活支援員の勤務時間として算定できないこと。オ　「常勤」とは、日常生活支援住居施設における勤務時間が、事業者等において定められている常勤の従業者が勤務すべき時間数（１週間に勤務すべき時間数が32時間を下回る場合は32時間を基本とする。）に達していることをいうこと。２　生活支援提供責任者（第10条第３項～第５項関係）（１）日常生活支援住居施設に配置する生活支援員の中から、個別支援計画の作成及び第１６条に規定する業務を行う生活支援提供責任者を選任しなければならないこと。（２）生活支援提供責任者は、施設の入所定員が30人以下の場合は１名以上配置するものとし、定員が31名以上の場合は、31人以上60人以下の場合は２名以上、61人以上90人以下の場合は３名以上など、30を超えて30又はその端数を増すごとに１名を加えた数以上を置かなければならないこと。　　　世帯での入居を前提としている施設の算定方法は、第３の１（２）と同様であること。（３）また、生活支援提供責任者は、常勤職員として、専ら日常生活支援住居施設の業務に従事しなければならないこと。この「専ら日生活支援住居施設の業務に従事する」とは、日常生活支援住居施設の職員として勤務する時間帯において、原則として、当該日常生活支援住居施設以外の業務に従事しないことをいうものであること。３　管理者（第11条関係）日常生活支援住居施設には、日常生活支援住居施設ごとに専任の管理者を置かなければならないこと。この管理者は、無料低額宿泊所の施設長を兼務することとし、当該日常生活支援住居施設の生活支援員及び生活支援提供責任者を兼務しても差し支えないものであること。４　職員の要件（第12条関係）（１）日常生活支援住居施設の管理者の要件については、無料低額宿泊所の施設長の要件と同一であること。（２）生活支援提供責任者の要件のうち、これらと同等以上の能力を有すると認められるものとは、社会福祉事業及び生活困窮者自立支援法に基づく事業において、入所者の相談その他の支援業務に従事した年数が５年以上の者とすること。なお、新規の認定申請時点において、現に当該施設において個別支援業務に従事している職員であって、当該業務に従事した年数が２年以上の者については、「同等以上の能力を有するもの」として取り扱って差し支えないこと。（３）生活支援員の要件については、無料低額宿泊所の職員と同様であること。第４　設備及び運営に関する基準１　提供拒否の禁止（第13条関係）日常生活支援住居施設においては、保護の実施機関から被保護者の支援について委託の依頼を受けた時は、原則として、これに応じなければならないこと。委託の依頼を拒むことができる正当な理由としては、施設の定員や職員体制から入所申込に応じきれない場合、介護や病気の治療等の委託申込者の状態から当該施設では適切な支援が困難である場合等であること。２　日常生活支援の提供方針（第14条関係）（１）日常生活支援の提供は、漫然かつ画一的に提供されることのないよう、個々の入所者の状況等を踏まえて作成した個別支援計画に基づき、個々の心身の状況等に応じて適切に行わなければならないこと。（２）日常生活支援住居施設において、自ら適切な支援を提供することが困難と認めた場合や入所者が他の施設等への転所等を希望する場合、保護の実施機関にその旨を伝え、必要な対応について依頼を行うとともに、日常生活支援住居施設については、本人の希望や状況等について引継ぎ等を行うなど必要な支援を行うこと。３　個別支援計画の作成（第15条関係）（１）個別支援計画とは、入所者の生活に対する意向、総合的な支援の方針、生活全般の質を向上させるための課題、日常生活及び社会生活上の支援の目標及びその達成時期、支援を提供する上での留意事項等を記載した書面であること。また、個別支援計画は、入所者の心身の状況、その置かれている環境、日常生活全般の状況等の評価を通じて入所者の希望する生活や課題等の把握を行い、できる限り居宅における生活への復帰等を念頭において、入所者が自立した日常生活及び社会生活を営むことができるよう支援する上での適切な支援内容の検討に基づいて立案されるものであること。（２）生活支援提供責任者は、当該日常生活支援住居施設以外の保健医療サービス又はその他の福祉サービス等との連携も含めて、個別支援計画の原案を作成し、以下の手順により個別支援計画に基づく支援を実施するものであること。ア　個別支援計画の作成に当たり、保護の実施機関における援助方針との整合性を図る観点から、個別支援計画の内容について保護の実施機関に協議し、同意を得ることイ　当該個別支援計画の原案の内容について、入所者に対して説明し、文書により当該入所者の同意を得ること。ウ　入所者へ当該個別支援計画を交付するとともに、その写しを保護の実施機関に提出すること。エ　当該個別支援計画の実施状況の把握及び個別支援計画の見直すべきかどうかについての検討（当該検討は少なくとも６月に１回以上行われ、必要に応じて個別支援計画の変更を行う必要があること。）を行うこと。４　生活支援提供責任者の責務（第16条関係）生活支援提供管理責任者は、個別支援計画の作成のほか、次の業務を担うものであること。ア　入所申込者の入所に際し、当該入所者の心身の状況や福祉サービス等の利用状況等を把握すること。イ　入所者が自立した日常生活及び社会生活を営むことができるよう定期的に検討するとともに、居宅において自立した日常生活及び社会生活を営むことができると認められる入所者に対し、必要な援助を行うこと。ウ　他の従業者に対する技術指導及び助言を行うこと。５　保護の変更等の届出（第17条関係）生活支援提供責任者は、その施設に入所する被保護者について、就労開始、病院への入退院、死亡や失踪などの状況の変化が生じた場合には、速やかに、保護の実施機関へ届出を行うこと。６　秘密の保持（第18条関係）生活支援提供責任者は、第15条第５項の規定に基づく担当者会議等において、入所者の個人情報を他の福祉サービス等の担当者と共有するためには、あらかじめ文書により入居者から同意を得る必要があること。なお、この同意は、入居開始時に入所者から包括的な同意を得ておくことで足りるものであること。７　相談等（第19条関係）生活支援員は、常に入所者の心身の状況の把握に努め、定期的に面談の機会を設けるなどにより、入所者の抱える生活課題などに関する相談に応じ、必要な助言その他の援助を行なうものであること。８　日常生活及び社会生活上の支援（第20条関係）日常生活支援住居施設が提供する日常生活及び社会生活上の支援は、入所者の生活に対する意向、総合的な支援の方針、生活全般の質を向上させるための課題、日常生活及び社会生活上の支援の目標等を定めた個別支援計画に基づき、提供されるものであること。　９　社会生活上の便宜の供与（第21条関係）日常生活支援住居施設の従業者は、郵便、証明書等の交付申請等、入所者が必要とする手続等について、入所者本人が行うことが困難な場合は、原則としてその都度、その者の同意を得た上で代行しなければならないこととすること。特に金銭に係るものについては書面等をもって事前に同意を得るとともに、代行した後はその都度、本人に確認を得るものとすること。１０　地域との連携（第22条関係）　　　日常生活支援住居施設は、入所者が地域の中で適切な生活を営むことができるようにするためにも、地域の活動等への参加など地域住民との交流に努めるものであること。１１　利益収受等の禁止（第23条関係）　　　日常生活支援住居施設においては、入所者が他の福祉サービスを利用する際に、入所者の選択に基づき公正中立に行われるよう、特定のサービスを利用するよう指示等を行うことや、入居者が特定のサービスを利用させることの対償として、金品その他の財産上の利益を収受してはならないものであること。１２　調査への協力（第24条関係）（１）日常生活支援住居施設については、当該施設の認定を行う都道府県知事や、入所の委託を行った保護の実施機関から、報告若しくは文書その他の物件の提出若しくは提示の求めがあった場合又は当該従業者からの質問若しくは日常生活支援住居施設の帳簿書類その他の物件の検査の実施について申出があった場合には、これに協力しなければならないものであること。保護の実施機関は、ケースワーカーによる訪問の機会等において、施設の運営状況等を確認すること。（２）また、その検査等の結果、指導又は助言を受けた場合には、その指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならないものであること。１３　会計の区分（第25条関係）日常生活支援住居施設については、施設毎に経理を区分するとともに、日常生活支援住居施設及び無料低額宿泊所と、その他の事業の会計を区分しなければならないものであること。この場合、無料低額宿泊所と日常生活支援住居施設の運営に関して経理を区分する必要はないものであること。１４　準用（第26条関係）（１）日常生活支援住居施設の設備及び運営に関する基準については、この章に規定するもののほか、無料低額宿泊所の設備及び運営に関する基準を準用するものであること。したがって、無料低額宿泊所の設備及び運営に関する基準に違反した場合には、日常生活支援住居施設の基準にも違反するものであること。（２）なお、無料低額宿泊所の設備及び運営に関する基準（令和元年厚生労働省令第34号）附則第３条に規定する経過措置に該当する施設については、当該経過措置に応じた対応がなされている場合には当該基準に適合する施設として取り扱うことになるが、当該附則に掲げた条件や改善計画の内容を踏まえ、安定的な運営が見込まれるか判断の上、認定を行うこととなること。また、改善計画に沿って改善が図られない場合においては、当該基準に違反するものとして、無料低額宿泊所として社会福祉事業の経営の制限又は停止命令及び日常生活支援住居施設の認定取消に該当しうるものであること。 |